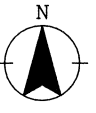
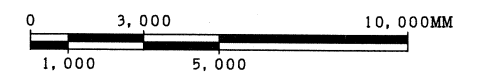
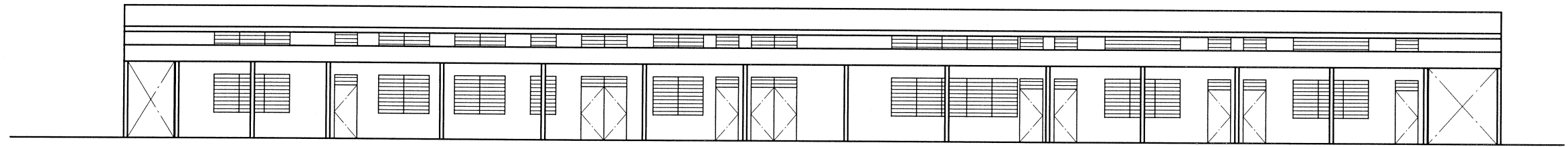
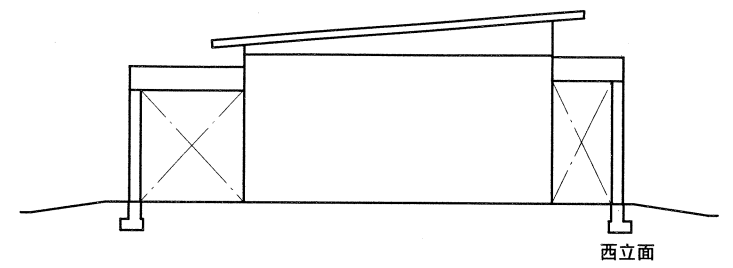
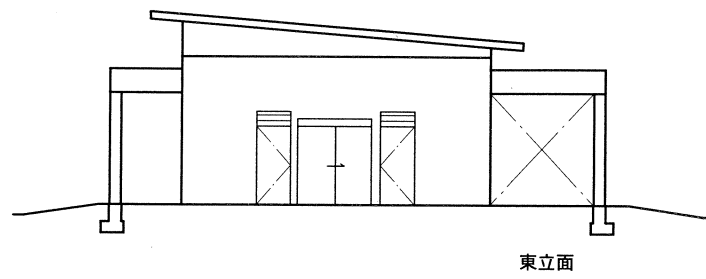
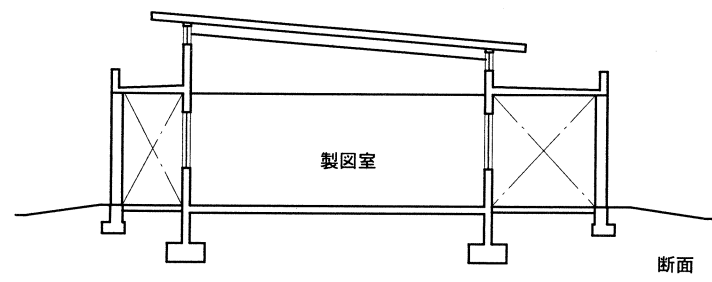


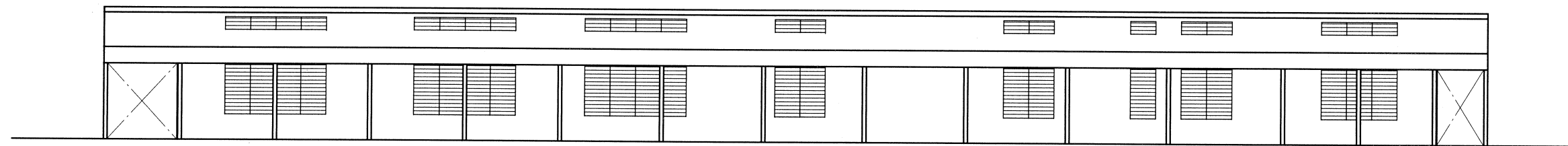
G棟 (GF)

F棟 (GF)

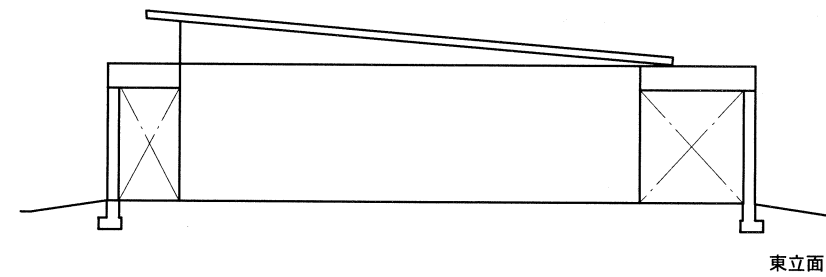
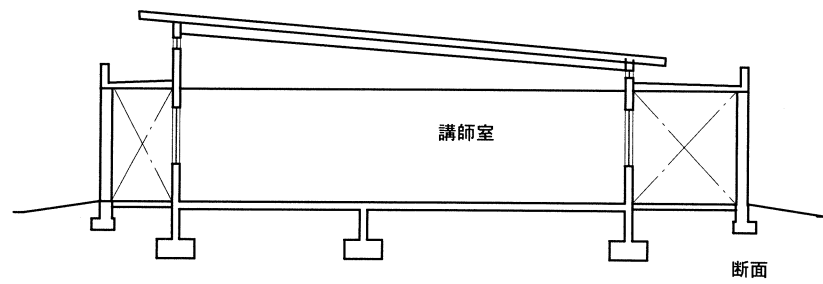




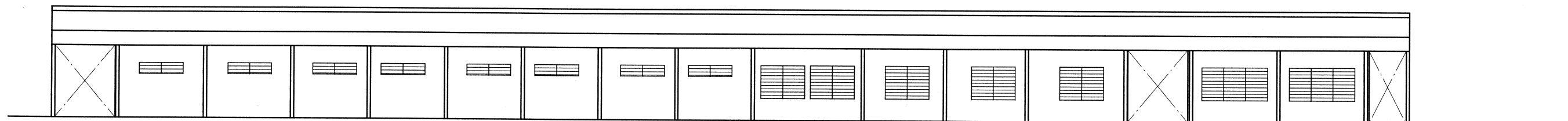
北立面 (G棟)



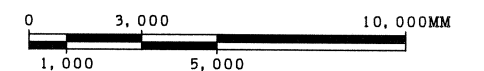
南立面 (G棟)

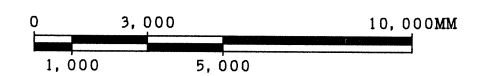
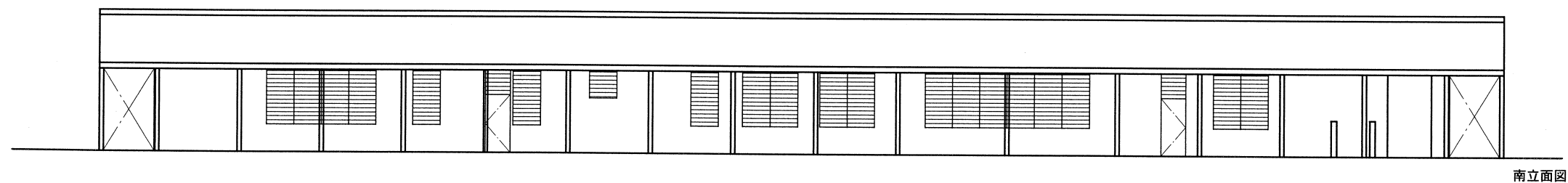
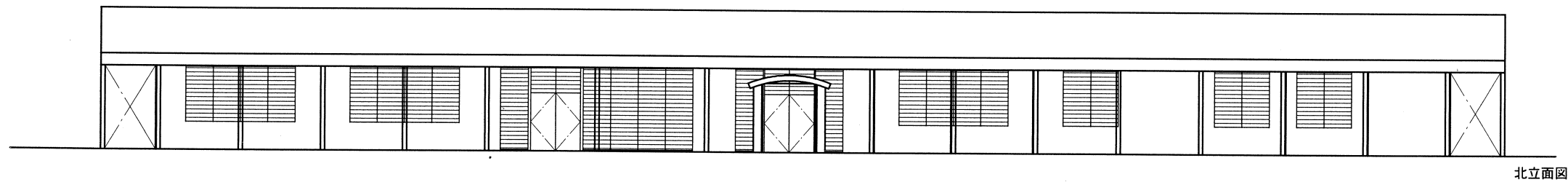
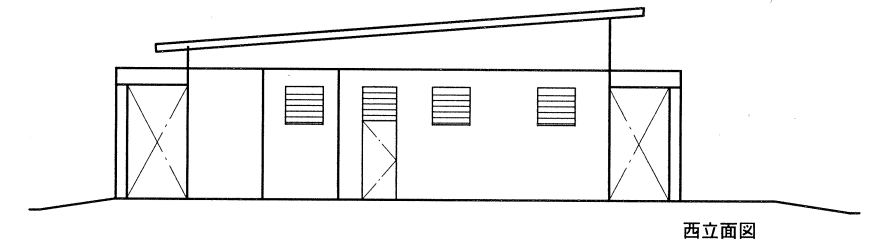
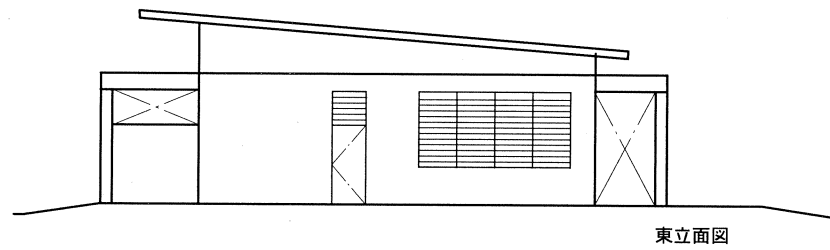
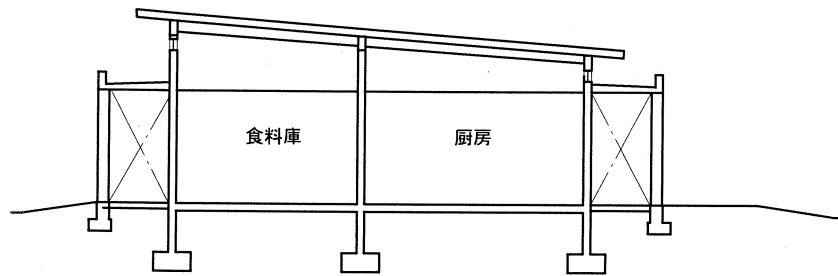
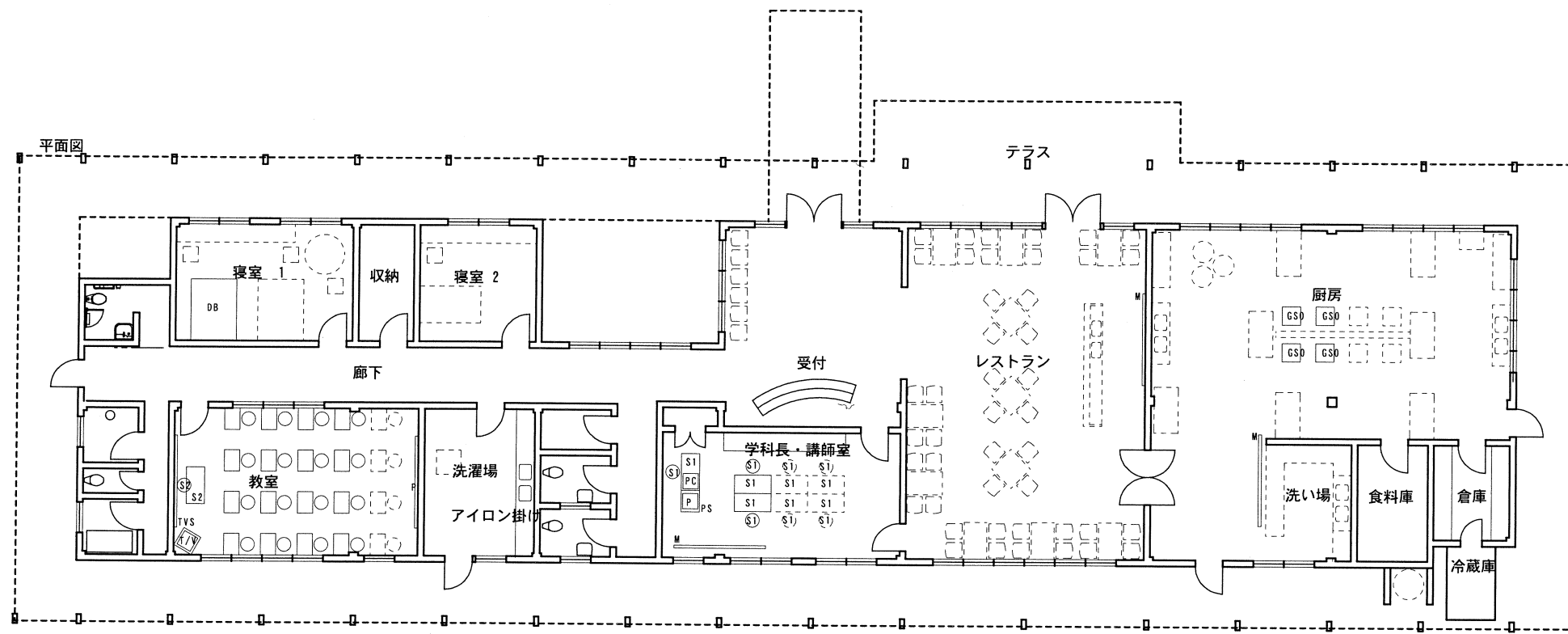


北立面 (F棟)



南立面 (F棟)





3-2-4 施工計画/調達計画

3-2-4-1 施工方針/調達方針

本プロジェクトは、施設の建設工事と機材の調達・据付工事からなり、日本側の協力範囲については、日本国政府の無償資金協力の枠組みに従って実施される。

本プロジェクトは、協力対象事業の内容が両国政府において承認され、交換公文（E/N）が署名された後、正式に実施されることになる。その後サモア政府側と日本国法人のコンサルタントがコンサルタント契約を締結し、計画の実施設計作業に入る。実施設計図書の完成後、入札が実施され、入札により決定した日本国法人の施工業者および機材納入業者によって、それぞれ、施設の建設工事と機材の調達・据付工事等が実施されることになる。

(1) サモア国政府側のプロジェクト実施体制

本プロジェクトはサモア国教育・スポーツ・文化省の管轄下で実施され、サモア・ポリテクニク（SP）がプロジェクト実施機関となる。本プロジェクトの実施に係るコンサルタント契約については、教育・スポーツ・文化省及び実施機関の責任者が契約当事者となる。また、工事契約、施工に伴う建設資材や訓練機材の輸入に関する関税の支払い、及び通関については、サモア国財務省が責任機関として必要な手続きを行う。

なお、実施機関であるSPは、プロジェクトの実施に必要な各種情報の提供、訓練・教育研修に関する技術的助言、サモア国側工事の実施実務などを行う。

(2) 施工体制

1) コンサルタント

両国政府による交換公文の締結後、直ちに、教育・スポーツ・文化省及びSPは日本のコンサルタントと設計監理契約を結び、日本国政府の認証を受ける。コンサルタントは基本設計調査報告書をレビューし実施設計図書および入札図書を作成し、入札、及び施工監理業務を遂行する。

2) 施工業者および機材調達

建設工事及び機材工事のそれぞれの工事請負業者は、一定の資格を有する日本の建設業者および機材調達業者の中から公開入札により選定される。財務省は入札の結果を踏まえ、原則として、最低価格入札者を契約者として、建設工事契約と機材調達・据付工

事契約を締結し、日本国政府の認証を受ける。日本の請負業者は業務内容に応じてサモア国内の施工業者を下請として活用し、主として労務、現地材の調達、通関などの業務を負わせることが可能である。

3-2-4-2 施工上/調達上の留意事項

本プロジェクトの実施にあたっては、特に以下の点に留意しなければならない。

(1) 現地法手続きの遵守

計画建物の建設にあたっては、公共事業省(Public Works Department)建設局からの建設許可を取得する必要がある。また、建物竣工後は同局の竣工検査を受け完了証明書を取得する必要がある。このように工事の始めから建物の使用開始に至るまで、種々の法手続きが必要であるため、先方実施機関が支障なく許可を取得できるよう協力して行くことが不可欠である。

(2) 建設資機材の調達

骨材、セメント等基本的な資材はサモア国内での調達に問題ないが、鉄筋、鉄骨、建具、仕上げ材、電気、設備機器については第3国(ニュージーランド等)調達となる。したがって、工事の進捗に支障をきたさないよう輸送にかかる日数、輸送中の盗難、破損の防止等に充分留意する必要がある。

(3) 雨期とサイクロン対策

建設地では11月から3月までが雨期となり、相当な雨量が予想される。また、この時期にサイクロンの来襲の可能性もあるため、雨水処理とサイクロンによる災害防止、及び安全対策を考慮した施工計画を行う。

3-2-4-3 施工区分/調達・据付区分

本施設の施工は、無償資金協力の枠組みに従い、日本国政府とサモア国政府との協力によって実施される。施工にあたり両国がそれぞれ分担すべき工事、及び業務の内容は以下のとおりとする。

- 日本国政府の無償資金協力による負担工事

1. 施設関係

- － 本基本設計調査報告書に記載された建物の施工
- － 建物の電気・空調・衛生設備等の付帯設備
- － 建設予定地内の電力、給排水等のインフラ設備
- － 工事用の電力、水道、電話料金の支払い
- － サモア国への資機材の輸送
- － サモア国内の資機材の内陸輸送

2. 機材関係

- － 機材の調達
- － 機材の据付け

3. 基幹工事関係

- － 敷地内の給水・排水設備への接続

4. 外構工事関係

- － 施設建物廻りの雨水排水処理

5. 関連手続業務等

- － 資機材輸送に係る手続業務

● サモア国政府による負担工事

1. 敷地、外構工事関係

- － 本施設建設に必要な敷地の確保
- － 敷地内の障害物の撤去、及び整地
- － 敷地への進入路の建設
- － 塀などの外部施設の建設
- － 植栽、造園などの外構工事

2. 基幹工事関係

- － 電力引き込み
- － 電話引き込み
- － 給水・排水接続

3. 建設準備関係

- － 仮設事務所、作業場、資材置場等の敷地提供
- － 工事用仮設電力、電話の敷設

4. 什器・備品関係

- － 日本国政府側による負担工事範囲外の什器・備品・家具等

5. 手続業務・費用負担等

- － 銀行取極めに伴う費用
- － 免税手続に伴う費用
- － 通関及び内陸輸送に係わる迅速な措置
- － 認証された契約に基づき、計画実施に携わる日本人に対して、サモア国内で課せられる関税、国内税、その他の財政課徴金に対する免税手続
- － 同上の日本人が業務を遂行するためのサモア国への入国、滞在に必要な便宜
- － 施設・機材が適正かつ効果的に運営されるための維持管理費
- － 建設に係わる諸手続に伴う費用

3-2-4-4 施工監理計画/機材調達監理計画

日本国政府による無償資金協力の方式に従い、日本法人コンサルタント会社はサモア国政府側の計画実施機関との間でコンサルタント契約を締結し、本プロジェクトの入札補助及び施工監理を行う。施工監理の目的は工事が設計図書どおりに実施されているか否か確認し、工事契約内容の適正な履行を確保するために公正な立場に立って、施工期間中の指導・助言・調整を行い、品質の向上を図ることにあり、次の業務からなっている。

(1) 入札及び工事契約に関する協力

建設工事、及び機材工事に係る日本の請負会社選定のため、入札に必要な入札図書等を用

意し、入札公告、入札参加願の受理、資格審査、入札図書の配布、応札書類の受理、入札結果評価等の入札業務を行うと共に、サモア国側の責任機関(財務省)と請負会社との間の工事契約締結に係る助言をする。

(2) 工事請負業者に対する指導・助言・調整

施工工程、施工計画、建設資機材調達計画、機材調達・据付け計画等の検討を行い、工事請負者に対する指導・助言・調整を行う。

(3) 施工図・製作図等の検査、及び承認

工事請負会社から提出される施工図・製作図・書類等の検査、指導を行い承認を与える。

(4) 建設資機材・訓練機材の確認、及び承認

工事請負会社が調達しようとする建設資機材、及び訓練機材と契約図書との整合性を確認し、その採用に対する承認を与える。

(5) 工事検査

必要に応じ、建築用部品、及び訓練機材の製造工程における検査に立会い、品質及び性能の確保にあたる。

(6) 工事進捗状況の報告

施工工程と施工現場の現況を把握し、工事の進捗状況を両国側に報告する。

(7) 竣工検査及び試運転

施設や機材の竣工検査、及び試運転検査立会いを行い、契約図書内容に合致していることを確認し、検査完了書をサモア国側に提出する。

(8) 建築設備・機材操作トレーニング

本計画の機材の中には操作にある程度の熟練を要し、また維持管理上の知識を必要とするものが含まれる。このため、これらの機材については据付け・調整・試運転の期間を通して、サモア国側の技術者に操作法、故障修復・修理技術を修得してもらうためのトレーニングを工事現場で行う必要がある。コンサルタントはこのトレーニング計画に対し指導・助言を与